

## 第4章 ICT等を活用した学習活動の実施に際して

### 第1節 本制度に関する規程等の実状

第3章においては、中学校第1学年音楽科におけるICT等を活用した学習活動<sup>(1)</sup>の学習プログラムを作成した。しかし、ICT等を活用した学習活動を実施するには、学習プログラム以外の環境整備も必要となる。本節は、出席扱いにする時間数等の基準を示す規程等を調査し、本制度を実施するうえで必要な規程等の在り方について考察していく。

#### 第1項 規程等調査の目的

本制度における規程等については、不登校に関する調査研究協力者会議が2016年7月29日に「ICT等を活用した学習活動を行った場合の出席扱いについて、基準を設けている教育委員会については把握できなかった」<sup>(2)</sup>と述べた。しかし、本制度における規程等については、別記2の3(4)及び別紙において以下のように示されている。

出席扱いの日数の換算については、学校や教育委員会が、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられること。

一人一人の児童生徒の状況や学校、地域の実態が違うため、文部科学省から一律の基準を示すことはしていません。しかし、児童生徒の努力を学校として評価し、将来的な社会的自立に向けた進路選択を支援するという趣旨から、学校や教育委員会において一定の基準を作成しておくことは必要であると考えます<sup>(1)</sup>。

そのため、文部科学省は一律の基準を示さないが、学校や教育委員会において一定の基準を作成する必要がある。その内容としては、対面指導の日数や学習活動の時間などが挙げられ、社会的自立や進路選択を支援するという趣旨に基づいて作成する必要がある。

---

<sup>(1)</sup> 文部科学省（2019）「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）別記1 別記2 別紙」[https://www.mext.go.jp/content/1422155\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf)

<sup>(2)</sup> 不登校に関する調査研究協力者会議（2016）「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」p.23, [https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_\\_icsFiles/afIELDfile/2016/08/01/1374856\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afIELDfile/2016/08/01/1374856_2.pdf)

本節は、この「一定の基準を作成しておくことは必要」<sup>(1)</sup> であるとされる本制度の規程等が、自治体においてどの程度存在するのか、どのように規定されているかを調査し、その実状を明らかにすることを目的とする。

## 第2項 規程等調査の方法

本制度に関する規程等調査は、次の二通りの方法によって実施した。

### (ア) 研究方法1

本制度に関する規程等が自治体の例規集等に定められている可能性を踏まえ、「条例 Web アーカイブデータベース」<sup>(3)</sup> を活用し、「不登校 AND 指導要録上」をキーワードとして検索した。その検索結果のなかから、各自治体の例規集を参照し、本制度に関する規程等に準ずる形式のものかを判断した。

### (イ) 研究方法2

本制度に関する規程等が自治体のウェブサイトに示されている可能性を踏まえ、総務省の「都道府県コード及び市区町村コード」(令和元年5月1日現在)<sup>(4)</sup>に掲載されている1788自治体を対象として、その自治体のウェブサイトにおける検索バーを文献データベースとし、「不登校 指導要録上」をキーワードとして検索した。自治体のウェブサイトに検索バーがみられない場合は、「Google 検索」を用い「不登校 指導要録上 site: (自治体のウェブサイトの URL)」をキーワードとして検索した。

なお、AND検索及びOR検索であるかについては、自治体により設定が異なることが想定されるため、キーワードに「AND」や「OR」等の記号をつけず、広範的に閲覧すること

---

<sup>(3)</sup> 条例 Web 作成プロジェクト「条例 Web アーカイブデータベース」<https://jorei.slis.doshisha.ac.jp/>

<sup>(4)</sup> 総務省『全国地方公共団体コード コード一覧表 「都道府県コード及び市区町村コード」(令和元年5月1日現在)』[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000632830.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000632830.pdf)

を優先した。そのうえで、検索結果のなかから、本制度に関する規程等に準ずる形式のものの有無を判断した。ただし、研究方法1によって本制度に関する規程等が確認された自治体は結果の対象外とした。

### 第3項 規程等調査の結果

#### (ア) 研究方法1

研究方法1は、2020年7月2日に調査を実施した。検索結果は43件あり、そのうち本制度に合致した規程等は2件（公表：2件）であった（表18）。

表18 研究方法1：「条例Webアーカイブデータベース」による調査結果

自治体名	規程等の名称	日時
福島県 川内村	不登校児童生徒等の指導要録上の出欠の取扱いに関する規程	2018年6月12日施行 2018年4月1日から適用
千葉県 南房総市	不登校児童生徒の指導要録上の出席の取り扱い等に関する要綱	2017年5月17日施行 2017年4月1日から適用

他の検索結果については、多くが教育支援センター（適応指導教室）に関する規程等であり、民間施設に関する規程等については3件存在した。この民間施設に関する規程等については、3件とも出席扱いの項目において「その他、校長が適切と認める場合」と示しており、本制度によって対応できる可能性もあるが、それ以外の文言に関しては別記1<sup>(1)</sup>に相当するため、次項に述べる結果の比較対象とはしないものとした。

#### (イ) 研究方法2

研究方法2は、2020年7月2日から2020年7月18日にかけて調査を実施した。調査結果は、本制度に合致した規程等が19件（公表：7件（内、合致した規程等：3件、関連する規程等：4件）、非公表：12件）であり（表19～表21）、検討中とみられるものは4件判明した（表22）。

表 19 研究方法 2：自治体ウェブサイトによる調査結果（公表：合致した規程等）

自治体名	規程等の名称	日時
埼玉県 さいたま市	不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に 係るガイドライン	2019年7月31日報道発表
京都府 京都市	京都市立小学校・中学校・小中学校及び京都市 立総合支援学校小学部・中学部に在籍する不登 校児童・生徒の指導要録上の出欠の取扱い等に 関する要綱	2020年4月1日施行 (改正) 2006年1月1日施行 (初出)
高知県	不登校児童生徒の学習評価及び指導要録上の 出欠の取扱いについて◇小・中学校における不 登校児童生徒の家庭での学習活動の出席扱い に関するガイドライン	2005年8月22日 (高知県教育長決定)

表 20 研究方法 2：自治体ウェブサイトによる調査結果（公表：関連する規程等）

自治体名	規程等の名称	日時
長野県 松本市	不登校児童生徒を支援する ICT 等を活用した 学習活動を行う民間事業者についてのガイド ライン	2020年7月1日施行
滋賀県 野洲市	野洲市家庭訪問型学習支援事業実施要綱	2020年4月1日施行
大阪府 枚方市	児童生徒への学びの保障について	2020年7月2日
兵庫県 尼崎市	指導要録上出席扱いとすることができる不登 校児童生徒を対象とした訪問等による民間支 援事業の基準【訪問・ICT 活用型の民間事業者 用】	2019年4月15日 (更新日)

表 21 研究方法 2：自治体ウェブサイトによる調査結果（非公表）

自治体名	規程等の名称	日時
埼玉県 新座市	不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に 係るガイドライン	2020年4月23日
東京都 大田区	大田区立学校における不登校児童・生徒の出席 の取扱いガイドライン	2019年12月20日改訂 2019年9月24日通知
滋賀県 湖南市	湖南市不登校児童生徒の指導要録上の出欠の 取扱いガイドライン	2020年4月施行 2019年10月25日可決

滋賀県 米原市	不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動をおこなっている場合の指導要録上で出席の取り扱い等に関する規定	2006 年 2 月 14 日
兵庫県 高砂市	不登校の児童・生徒の指導要録上の出欠の取扱い等について	2019 年 9 月 2 日
福岡県 行橋市	児童・生徒の指導要録上の出欠等の取扱	2015 年 2 月 20 日承認
熊本県 大津町	大津町小・中学校に在籍する不登校児童生徒の学校以外の場における学習活動に対する指導要録上の出欠の取扱いについて	2020 年 1 月 10 日原案承認 2019 年 8 月 21 日原案承認
沖縄県 那覇市	不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針について	2016 年 3 月 29 日
沖縄県 浦添市	不明 (那覇市教育委員会会議録より)	不明 (2016 年 3 月 29 日以前)
沖縄県 糸満市	不明 (那覇市教育委員会会議録より)	不明 (2016 年 3 月 29 日以前)
沖縄県 豊見城市	不明 (那覇市教育委員会会議録より)	不明 (2016 年 3 月 29 日以前)
沖縄県 宮古島市	不登校等課題を抱える児童生徒の出席取り扱い及び学習評価に関する指針	2016 年 3 月 25 日可決

表 22 研究方法 2 : 自治体ウェブサイトによる調査結果 (検討中)

自治体名	規程等の名称	日時
北海道 小樽市	不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン	2020 年 6 月 22 日時点
千葉県 市川市	不明 (ガイドライン)	2019 年 2 月 27 日時点
神奈川県 川崎市	不明 (ガイドライン)	2020 年 3 月 26 日時点
長野県	不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取扱いに係るガイドライン	2019 年 12 月 17 日時点

他の検索結果については、完全一致検索ではないこともあり、「登校」や「指導」といった関連の無い文言が記載された文書、指導要録の ICT 化についての記載がある文書、自治体の不登校の状況に関する文書及び新型コロナウイルス感染症対策に係る指導要録上の取扱いについて示した文書が大半を占めた。

#### 第4項 規程等調査の考察

2つの調査から、2020年7月時点において、本制度に合致した規程等は21件、検討中が4件であることが明らかとなった。

また、本節第1項において示した「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」が「ICT等を活用した学習活動を行った場合の出席扱いについて、基準を設けている教育委員会については把握できなかった」<sup>(2)</sup>との記述については、2016年4月時点で9件の規程等が存在したため、調査不足が否めない結果となった。

文部科学省は2018年10月1日に示した「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の積極的な対応について」の別添「指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点」において、「学校や教育委員会において一定の基準を作成しておくことは必要」<sup>(5)</sup>とした。これは、現在も同通知の別紙<sup>(1)</sup>として引き継がれている。そのため、2018年10月以降本制度に関する規程等が多くの自治体で作成されたものと思われる。

しかし、文部科学省が本制度に関する一定の基準（規程等）が必要だとしてから、調査時点で1年9か月が経過しているにもかかわらず、1788自治体のうち26自治体（伊丹市のガイドライン<sup>(6)</sup>を含む）にとどまっており、全体の約1.4%しか本制度に関する規程等が見られなかったことは、教育委員会及び自治体の職務怠慢と言わざるを得ない（図17）。

---

<sup>(5)</sup> 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP） 文部科学省（2018）「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の積極的な対応について」[http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/04121502/\\_icsFiles/afieldfile/2018/10/12/1235263\\_003.pdf](http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/_icsFiles/afieldfile/2018/10/12/1235263_003.pdf)

<sup>(6)</sup> 伊丹市立総合教育センター（2005）「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取り扱い等についてのガイドライン」[http://www.itami.ed.jp/?page\\_id=77](http://www.itami.ed.jp/?page_id=77)

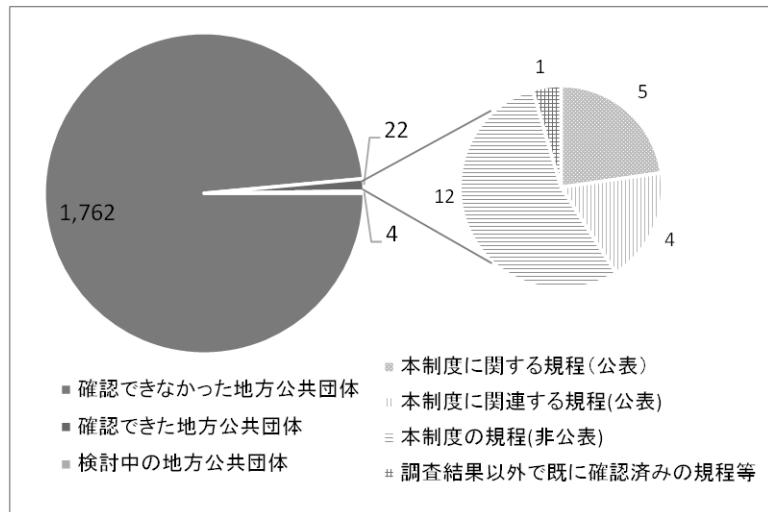


図 17 本制度に関する規程等の調査結果（伊丹市のガイドライン<sup>(6)</sup>を含む）

また、筆者が調査以前に確認していた自治体の規程等（伊丹市のガイドライン）が、調査時に確認できない事例があった（表 23）。

表 23 調査以前に確認済みの規程等のうち調査時に確認できなかった規程等

自治体名	規程等の名称	日時
兵庫県 伊丹市	不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取り扱い等についてのガイドライン	2005 年 11 月 22 日

これは、自治体のウェブサイトとは別に、教育委員会のウェブサイトが存在するためである。また、研究方法 2 は、自治体の議会や教育委員会の定例会などの議事録において、規程等が議題に取りあげられたことをもって、その存在を確認することが多々あった。これらに関連し、本制度の規程等が自治体の内規として公表されていない可能性や、議事録の保存期間によって確認できない場合があると考えられるため、より多くの規程等が存在する可能性が高いと推察される。

本項は、規程等調査で収集した規程等のうち、公表された 9 件の規程等に加え、伊丹市のガイドラインと、文部科学省の別記 2 及び別紙<sup>(1)</sup>を含めた 11 件の規程等について分析を行い、特に重要であると思われる事項について検討する<sup>(7) (8)</sup>。

<sup>(7)</sup> 11 件の規程等の比較一覧については、巻末資料を参照されたい。

<sup>(8)</sup> 規程等調査終了後、長野県松本市、広島県及び広島県東広島市の本制度の実施に際したガイドラインや要綱的な規程等が確認できた。

### （ア）学習活動の時間

本制度の学習活動の時間に関する文言を示した規程等は、高知県の「決定された学習活動の内容及び時間を過ごすことができた日数」<sup>(9)</sup>のみであり、実質的には、どの自治体の規程等においても学習活動の時間について定めていないことが明らかとなった。本研究においては、第2章第1節第2項（イ）に示したとおり、特区805<sup>(10)</sup>に認定された7自治体の比較等を含め標準授業時数を用いることが望ましいと考えられるため、中学生の場合は1日あたり5単位時間とするのが適切であろう。これに弾力的な学習時間の取扱いを行えばよいと考えられる。

### （イ）対象

別記2は、「義務教育段階における不登校児童生徒」<sup>(1)</sup>を対象としているが、自治体の規程等によっては不登校の程度を示した文言があり、不適切な文言が散見された（図18）。

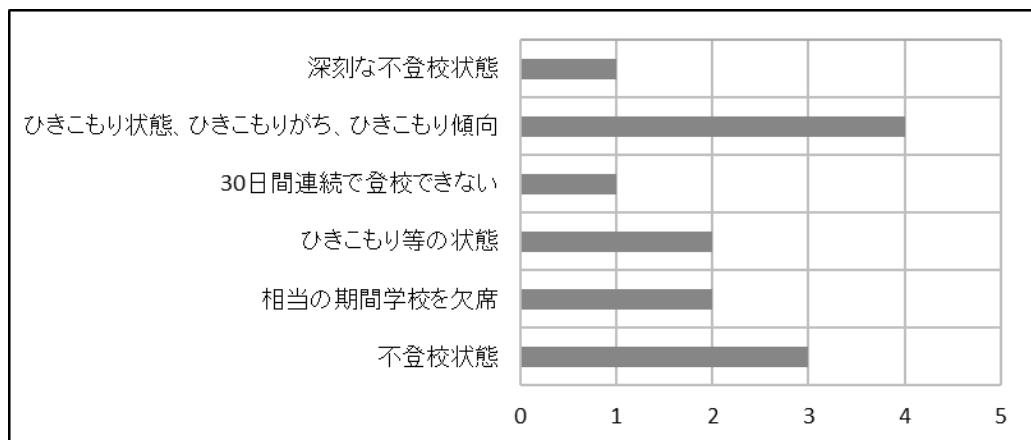


図18 本制度に関する自治体の規程等の比較：不登校の程度に関する文言

<sup>(9)</sup> 高知県「不登校児童生徒の学習評価及び指導要録上の出欠の取扱いについて ◇小・中学校における不登校児童生徒の家庭での学習活動の出席扱いに関するガイドライン」p.4, [http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310305/files/2017040700270/file\\_20174101182130\\_1.pdf](http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310305/files/2017040700270/file_20174101182130_1.pdf)

<sup>(10)</sup> 首相官邸（2003）「構造改革特別区域基本方針について 別表1」p.27, [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kettei/030124kihon\\_b.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kettei/030124kihon_b.pdf)

「深刻な不登校状態」を対象としたのは滋賀県野洲市の規程等であり、この程度については「年間 10 日以内の出席日数となる児童生徒が対象」<sup>(11)</sup>となることから、最も不登校の程度が強い規程等であろう。しかし、この野洲市の場合は「家庭訪問型学習支援事業」を実施するための条件であり、本制度に関連する規程等といえるが、事業の財政的な側面が反映されたために「深刻な不登校状態」としたものと思われる<sup>(12)</sup>。

他の自治体においては、「ひきこもり状態」、「ひきこもりがち」、「ひきこもり傾向」とした文言が示されている。本制度は、学習の遅れ等によって進路選択の機会を狭めず、学校復帰を望んだ時に円滑に復帰できるようにするという趣旨があるため、ひきこもりという「6か月以上、基本的に外出しないという状態」<sup>(13)</sup>まで待って対象とすべきではない。不登校の定義は様々であるが、第 1 章第 1 節第 4 項にも述べたように、「欠席理由に不登校要因がある生徒」を不登校生徒として定義することが求められていよう。

その他に、大阪府枚方市は、新型コロナウイルス感染症への恐れを理由に登校に不安をもつ者を対象とした規程等に、病気療養児と不登校児童生徒も含めた。先進的な事例といえるが、病気療養児及び不登校児童生徒は小学 6 年生と中学 3 年生のみを対象としている限定的な側面もある。これは、タブレット端末を貸し出すという備品的・財政的な側面があるた

---

<sup>(11)</sup> 野洲市（2020）「定例記者会見（令和 2 年 1 月 22 日）」<http://www.city.yasu.lg.jp/gyousei/kaiken/H31/1579651679090.html>

<sup>(12)</sup> 「野洲市家庭訪問型学習支援事業実施要綱」は、本制度における対面指導に合致する支援事業であり、指導要録上の出席扱いを可能としているが、ICT 等を活用した学習活動を実施しているかについては疑問が残る部分である。例えば、宿題としてプリントや教材を配布していれば、ICT 等を活用した学習活動に該当するが、児童生徒の在籍校で既に配布された教科書やワーク等の副読本のみをもって指導するのであれば、対面指導のみとなり ICT 等を活用した学習活動には該当しない可能性もある。別記 1 による学校外の施設に通所及び入所して指導要録上出席扱いを可能とするものとも異なり、別記 1 と別記 2 の中間にあたる事業を開始したともいえるが、本研究においては別記 2 に関連する規程等として比較対象とした。

<sup>(13)</sup> 厚生労働省は「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6 か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」を「ひきこもり」と定義している。

め、野洲市と同様に理解できる部分もある。この枚方市の規程等は、新型コロナウイルス感染症の収束後も引き続き効力を有し、病気療養児及び不登校の児童生徒に対して、学年を問わず実施されるべきであろう。

#### （ウ）出席判断

出席判断については、「児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切」との文言が多く示された一方で、「学校復帰」を前提とした文言の記述も多く見られた。この「学校復帰」は、2019年10月25日にIT等を活用した学習活動<sup>(14)</sup>からICT等を活用した学習活動<sup>(1)</sup>となつた際に修正された文言の1つであり、現在は「当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動」<sup>(1)</sup>であることが求められる。

同通知<sup>(15)</sup>が発出されて半年以上過ぎた調査時点において、これら自治体の規程等の修正がほとんどされていないことは、IT等を活用した学習活動の定義をそのまま使用していることとなり、現行のICT等を活用した学習活動に準ずる扱いができると捉えたいものである。しかし、京都府京都市のように、「自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であること」と「学校への復帰を目指していること」の両方を規程等に示し、矛盾が生じている場合もある<sup>(16)</sup>。IT等を活用した学習活動からICT等を活用した学

---

<sup>(14)</sup> 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）文部科学省（2005）「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」[http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/04121502/06041201.htm](http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/06041201.htm)

<sup>(15)</sup> 文部科学省（2019）「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm)

<sup>(16)</sup> 京都市（2020）「京都市立小学校・中学校・小中学校及び京都市立総合支援学校小学部・中学部に在籍する不登校児童・生徒の指導要録上の出欠の取扱い等に関する要綱」p.1, [https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000167/167626/r2\\_hutokosyusekia\\_tukaiyouko.pdf](https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000167/167626/r2_hutokosyusekia_tukaiyouko.pdf)

習活動となった際に、不登校児童生徒が学校復帰を目指していくとも、いつか登校を希望して学校復帰したくなった時に、学習の遅れなどが少なく円滑に復帰できるようにするという趣旨に変更されたことが、自治体に理解されていないと言わざるを得ない。

一方、この趣旨を色濃く反映したのが、長野県松本市の事例であろう。松本市は2020年7月1日という、調査直前に示された本制度に関する新しい規程等の1つであるが、「本人の状況や保護者の希望も勘案」<sup>(17)</sup>することを示している。校長は、このような保護者の意向についても耳を傾け、真摯に取り組むことにより、家庭訪問や連絡会等の保護者の協力が必要な場面で、より円滑な連携ができる関係を築くことができよう。

#### （エ）対面指導の日数

別記2の3（4）においては、出席扱いの日数の換算として「対面指導の日数」<sup>(1)</sup>が挙げられているが、これについて記載している規程等は3件にとどまった。

1件は、埼玉県さいたま市の「概ね1か月に1回以上」<sup>(18)</sup>であり、もう1件は高知県の「概ね週2回、合計1時間以上」<sup>(9)</sup>という文言であった。別紙の参考事例としては「週1回（必要に応じてそれ以上）」<sup>(1)</sup>という文言があり、自治体によって頻度が大きく異なることが明らかとなった。

筆者は、対面指導の種類によって日数等を変更すべきであると考える。第1章第2節第3項（オ）において触れたとおり、尼崎市は「インターネットなどICTを活用し、指導員等

---

<sup>(17)</sup> 松本市（2020）「不登校児童生徒を支援するICT等を活用した学習活動を行う民間事業者についてのガイドライン」p.1, [https://www.city.matsumoto.nagano.jp/kodomo/gimukyofuto\\_shien.files/ICTkatuyou.pdf](https://www.city.matsumoto.nagano.jp/kodomo/gimukyofuto_shien.files/ICTkatuyou.pdf)

<sup>(18)</sup> さいたま市『不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン 資料2 II 自宅においてIT等を活用した学習を行う児童生徒について』[https://www.city.saitama.jp/006/014/008/003/008/004/p066380\\_d/fil/0731siryou.pdf](https://www.city.saitama.jp/006/014/008/003/008/004/p066380_d/fil/0731siryou.pdf)

が遠隔地から同時双方向に相談・指導等を行う事業」<sup>(19)</sup>を本制度の民間事業者として認めている。また、これに該当する「民間支援施設」として、クラスジャパン小中学園を認定している<sup>(20)</sup>。このクラスジャパン小中学園は、チャットを同時双方向に行うこととしており、これを対面指導として位置づけているものと思われる。

直接会って対面する指導（直接対面型）と、遠隔地で同時双方向に行う対面指導（遠隔教育システム型）によって、対面指導の日数等を定めるべきと考えられる（図19）。

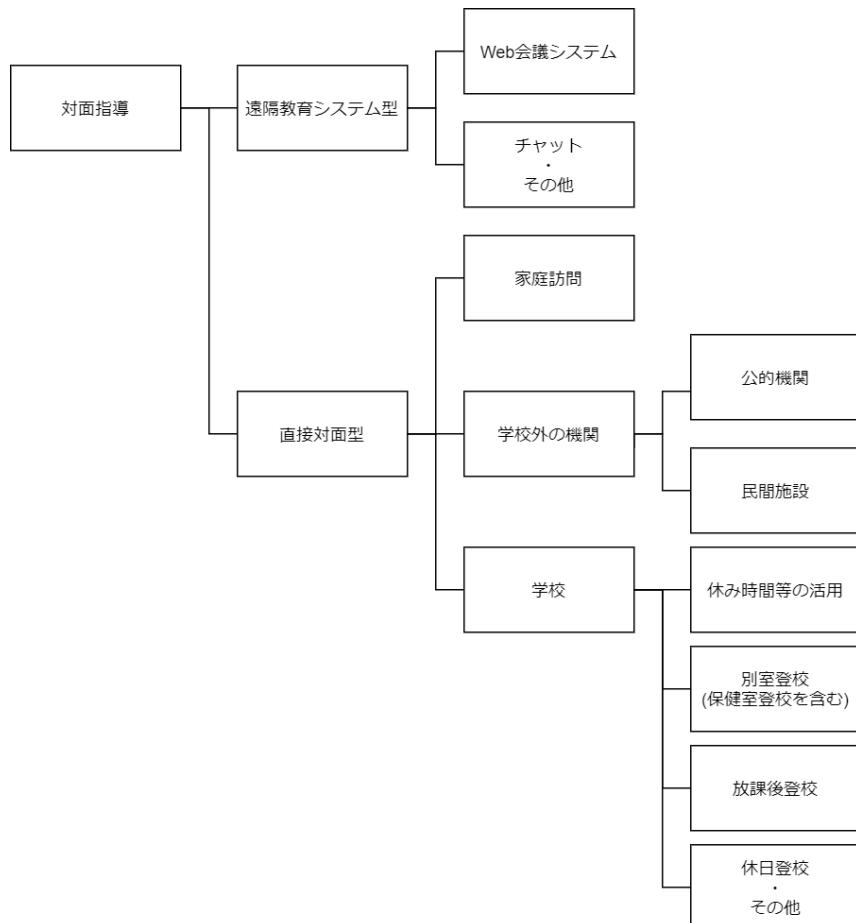


図19 対面指導のタイプ

(19)尼崎市「指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした訪問等による民間支援事業の基準 別紙3【訪問・ICT 活用型の民間事業者用】」p.1, [https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/016/209/houmongata.pdf](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/016/209/houmongata.pdf)

(20)尼崎市（2020）「指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間支援施設一覧（令和2年11月13日現在）」[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/016/995/20201113minkanshisetu.pdf](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/016/995/20201113minkanshisetu.pdf)

さらに、家庭訪問による対面指導は、現代の核家族化や共働き世帯の増加により、不登校生徒が一人で自宅にいる場合が多く、教員と不登校生徒が1対1の状況であることに対して不安に思う保護者及び不登校生徒は多いであろう。そのため、家庭訪問による対面指導の場合は、保護者が帰宅した夕方以降や休日に対面指導を行う可能性が考えられるが、教員の働き方改革からみて、これ以上の家庭訪問の増加は不適当と言わざるを得ない。

よって、対面指導については遠隔教育システム型を含め、様々な方法を認めるべきであろう。どの対面指導が不登校生徒や教員にとって最良であるかについては、校長による判断が求められるであろうが、同通知においては「定期的な家庭訪問」<sup>(15)</sup>とあるため、家庭訪問の頻度とのバランスも考えて、対面指導を実施する必要がある。

#### (オ) 対面指導者

対面指導者については、次のような結果が得られた（図20）。

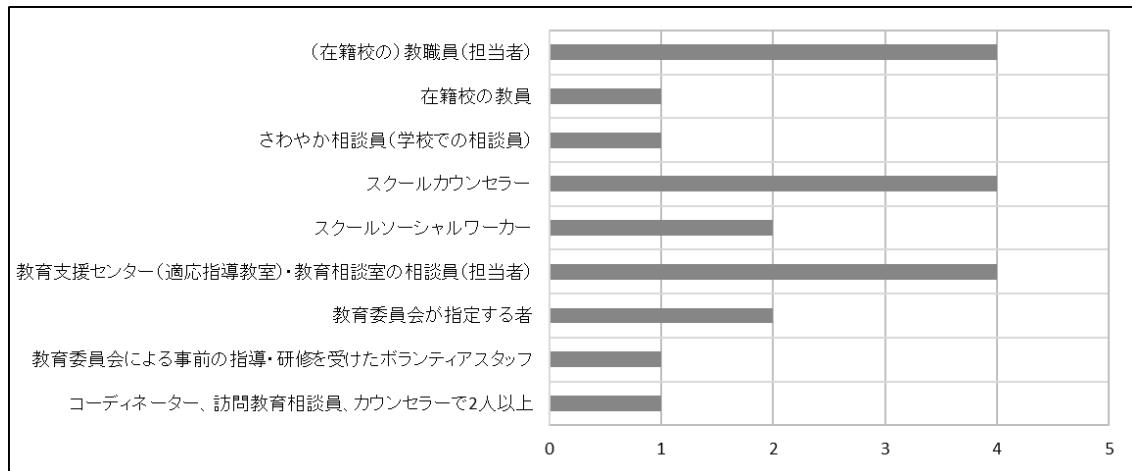


図20 本制度に関する自治体の規程等の比較：対面指導者について

このうち、文部科学省が示す項目は、「教職員」、「スクールカウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」、「教育支援センター」、「教育委員会による事前の指導・研修を受けたボランティアスタッフ」<sup>(1)</sup>である。不登校生徒の担任教員以外の人材活用も、教員の負担軽減につながると思われるため、これら様々な人材を活用して対面指導にあたるべきであろう。

教育委員会が認定するボランティアについては、文部科学省以外示していないが、本制度の対面指導者として有効だと考えられる。これに関し、櫻井・櫻井・生田（2020）は次のように述べている。

厚生省では1991年度から「ふれあい心の友訪問援助事業（メンタルフレンド事業）」が全国の児童相談所において導入され、文部省では1997年度から「ハートケア教育相談活動モデル推進事業」と称し、学生ボランティアによる訪問や電話などの教育相談の補助的な活動を導入した<sup>(21)</sup>。

特区805に認定された岐阜県多治見市は、構造改革特別区域計画に「キキョウフレンド」として、この「ふれあい心の友訪問援助事業」に類する学生ボランティアを活用していた<sup>(22)</sup>。

現在は、厚生労働省の「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」において、「ふれあい心の友訪問援助事業」及び「保護者交流事業」のどちらかを選択して実施することとされている<sup>(23)</sup>。そのため、この要綱の実施主体である都道府県や指定都市及び児童相談所設置市においては、「ふれあい心の友訪問援助事業」による大学生等のボランティアを活用して本制度の対面指導者の確保に努めることも重要だと考えられる。特に、本制度は不登校生徒の学習面を支援する制度であるため、「ふれあい心の友訪問援助事業」のように心理的・社会的な支援方法についても自治体は検討する必要がある。

また、上記の結果以外にも、学校外の施設等において対面指導を行うことが考えられるため、対面指導者には、民間施設や民間事業者の支援員等が含まれる可能性も検討すべきであろう。

---

<sup>(21)</sup> 櫻井裕子・櫻井恵子・生田周二（2020）『居場所「ねいらく」における不登校支援の実践報告』『次世代教員養成センター研究紀要』6, p.233

<sup>(22)</sup> 首相官邸（2003）「構造改革特別区域計画 岐阜県多治見市 キキョウ学習特区」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/sankou/030526/040.pdf>

<sup>(23)</sup> 厚生労働省（2010）「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について 別紙 ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-47.pdf>

### (力) 校長の判断

別記2の1は、「校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその評価を反映することができる」<sup>(1)</sup>としている。しかし、一部の自治体は、校長と教育委員会が相談し出席扱いの判断をするとしたり、校長が出席扱いとしたことを教育委員会に報告したりすることを求めた（図21）。

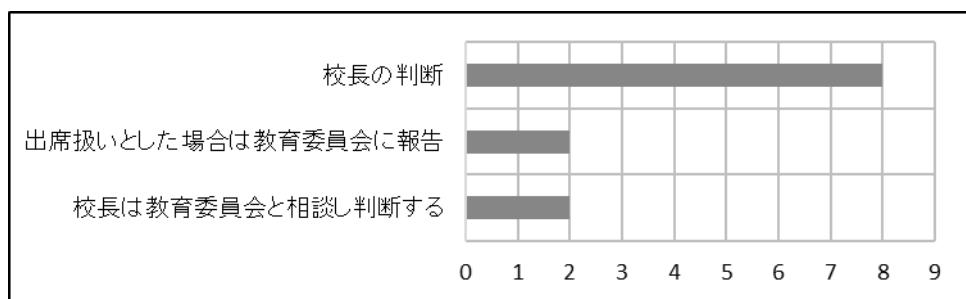


図21 本制度に関する自治体の規程等の比較：出席扱いについて

校長と教育委員会の判断が異なる場合は、不登校児童生徒にとって大きな不利益となる可能性がある。例えば、出席扱いとなるまで時間がかかり、高校受験までに出席日数が判然としない場合が考えられる。現在は、不登校生徒への配慮が進み、高校受験時にある程度の対応をしていると思われるが、出席日数が少ないと判断する試験官はいないであろう。できるだけ適切に進路選択を広げることが、本制度の重要な事項といえるため、指導要録上の出席扱いに関しては、校長の裁量によって判断し、教育委員会に対しては事後報告する方法で良いと考えられる。

この背景には、校長の裁量によって指導要録上出席扱いとすることが、教育の不平等につながると教育委員会が判断し、文部科学省の通知より厳格に規程等を作成していることが要因の1つとして考えられる。実際に、本制度の規程等に関する自治体の議事録等においては、学校によって判断が異なり不平等であったため、教育委員会をはじめとする自治体によって規程等を作成したという趣旨の文言が複数みられた（表24）。

表 24 本制度に関する規程等作成時の自治体における不平等に関する発言

自治体名	発言内容
福岡県 行橋市	児童生徒の不登校等の出欠の取扱いというところが、きちんとしたかたちで処理されていないというか、各学校等で判断がまちまちというところがありますので（後略） <sup>(24)</sup> 。
沖縄県 那覇市	評価についても、出席扱いについても、足並みがそろわないと駄目だなというようなことを、現場にいた側から感じておりました <sup>(25)</sup> 。
沖縄県 宮古島市	今まで学校ごとに独自で評価し、評価するにも学校ごとで対応が違っていたということですか。 はい。違っていたのでこれを今回教育委員会として示しました <sup>(26)</sup> 。

これらの発言は、不登校児童生徒一人一人の状況に合わせる本制度の趣旨に反している一方で、「教育機会確保法」第8条（学校における取組への支援）、第9条（支援の状況等に係る情報の共有の促進等）、第12条（学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握）に基づく発言とも解釈できる。

つまり、これらの条文から、自治体は①本制度を実施する不登校児童生徒の把握をする必要があり、②学校が有する本制度に関する情報の共有を促進し、③学校が取組を実施している場合には支援を行う必要があると解釈した可能性も考えられる。これらの解釈が、本制度の規程等として存在することは何ら問題ないと思われる。

ただし、校長が本制度に対して消極的な考え方をしているのであれば、教育委員会と学校における相談の必要性が高いと考えられる。一方で、本来児童生徒の状態に合わせて校長が判断すべき内容を、教育委員会が一律に判断することは困難であり、規程等を作成しても、そ

<sup>(24)</sup> 行橋市（2015）「平成27年第1回教育委員会会議録」p.5, [http://www.city.yukuhashi.lg.jp/educate/doc/2015042300078/files/H2701\\_kaigiroku.pdf](http://www.city.yukuhashi.lg.jp/educate/doc/2015042300078/files/H2701_kaigiroku.pdf)

<sup>(25)</sup> 那覇市（2016）「那覇市教育委員会会議録 平成27年度第23回（定例会）」p.5, <https://www.city.naha.okinawa.jp/child/education/kyouikusoumu/kaigi/27nendokaigiroku.files/tirei23.pdf>

<sup>(26)</sup> 宮古島市（2016）「第12回宮古島市教育委員会（定例会）」p.5, <https://www.city.miyakojima.lg.jp/soshiki/kyouiku/kaigi/files/12roku.pdf>

の規程等に該当しない事例が出てくることが想定される。自治体をはじめとする教育委員会は、あくまで学校による制度利用の支援を行う立場である必要があり、校長をはじめとする教職員に対して本制度の理解を促す立場であることを意識すべきであろう。

これに関連して兵庫県教育委員会（2020）は、本制度を実施するにあたり「市町における出席扱いの判断に関する基準の策定が必要」<sup>(27)</sup>としており、自治体の規程等の作成を促す一方で、校長の判断のみで本制度を利用することを禁止しているかのようにも読み取れる文書を示している。規程等の有無や、規程等の内容によって、本制度の活用が阻害されている可能性もみられるため、本来の趣旨に基づいた本制度の周知が求められる。

#### （キ）環境整備

環境整備に関して示した規程等は、別紙の参考事例における「教育支援センターであらかじめ学習プログラムを内蔵しているパソコンを貸し出し、同プログラムの計画に沿って自宅学習ができるようにしている」<sup>(1)</sup>と、枚方市の「ICT 機器等がないなど、環境が整っていない家庭へは、タブレット端末を貸し出します」<sup>(28)</sup>という記述の 2 件にとどまった。

枚方市は、すでに述べたとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る対応として示された規程等であり、本制度や病気療養児への制度<sup>(29)</sup>を意識したものと思われるが、他の本制度に関する規程等と前提が異なっている。そのため、この環境整備について本制度の観点から示した規程等は、文部科学省の参考事例のみしか確認できないともいえる。

本制度をはじめとする教育機会の確保に係る事項に関しては、「教育機会確保法」第 6 条

---

<sup>(27)</sup> 兵庫県教育委員会（2020）「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」p.5, <https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/minkanshisetsugaidorain.pdf>

<sup>(28)</sup> 枚方市（2020）「児童生徒への学びの保障について」<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000030964.html>

<sup>(29)</sup> 文部科学省（2018）「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1410027.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1410027.htm)

において次のように示されており、財政上の措置等を講ずる努力義務が存在する。

国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

本制度の環境整備に関しては、特区 805 の際にも課題となった事項であり、特区 805 に認定された 7 自治体のうち、岐阜県可児市<sup>(30)</sup>、同県多治見市<sup>(22)</sup>、同県大垣市<sup>(31)</sup>及び奈良県大和郡山市<sup>(32)</sup>は、パソコンを貸与することとした。その一方で、福島県会津若松市はパソコンの貸与がなく、実際の利用者がかなり低かったとの報道<sup>(33)</sup>がある。現在は、特区 805 の実施時に比べ、スマートフォンが普及してきた一方で、義務教育段階の不登校児童生徒がパソコンなどの機器本体を有していない場合も想定されるため、機器の貸与等を含めた環境整備についても今後検討する必要がある。

---

<sup>(30)</sup> 2003 年 4 月 20 日の朝日新聞によると、岐阜県可児市については、「PC カメラとマイクのセットを貸し出し、希望者には市で使わなくなった古いノートパソコンを貸与する」との報道があった。

<sup>(31)</sup> 首相官邸（2003）「構造改革特別区域計画 岐阜県大垣市 ほほえみスタディサポート特区」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kouhyou/030908/027.pdf>

<sup>(32)</sup> 首相官邸（2003）「構造改革特別区域計画 奈良県大和郡山市 不登校児童生徒支援教育特区」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kouhyou/030908/036.pdf>

<sup>(33)</sup> 例えば、2004 年 2 月 26 日の朝日新聞によると、福島県会津若松市の事例では『利用しているのは中 3 の女子 1 人だけ。「数学や社会の問題は面白いのでよく解きます」と話すが、ほかの子は「うちにパソコンがない」「自宅のパソコンはマックなので使えない』といった理由で利用できないという』との報道があった。

## 第2節 実施に向けた環境整備と事前指導

### 第1項 環境整備

前段においても示したとおり、自治体は本制度の環境整備に関する財政上の措置を講ずる努力義務が存在する。この環境整備に求められているのは、次に掲げる項目であると考えられる。

#### (ア) 規程等の作成

これまでにも述べたとおり、教育委員会及び学校は、本制度に関する規程等を作成する必要がある。この規程等は、次のように分けられるであろう（表25）。

表25 本制度に関する規程等の種類

主体	自治体・教育委員会		学校
規程等の目的	本制度の実施に際したガイドラインや要綱的な規程等	民間事業者の認定基準に関する規程等	地域の実態等に合わせた規程等
記述すべき項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・自治体における基本的な本制度の捉え方</li><li>・対面指導者及びその養成に関する費用</li><li>・パソコン等の貸与可否</li><li>・民間事業者の利用補助の可否</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間事業者の認定に関する項目</li><li>・認定した民間事業者の一覧表</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・対面指導の方法</li><li>・家庭訪問の頻度</li><li>・パソコン等の貸与可否</li></ul>

教育委員会の本制度に関する規程等に関しては、2種類存在すると考えられる。1つは本制度の実施に際したガイドラインや要綱となるものであり、もう1つは本制度における民間事業者の認定基準である。この両方の規程等を作成している自治体は、本章第1節における規程等調査時においては確認されなかったが、本来両方が求められるであろう。

前者の規程等については、自治体における財政上の環境整備を行う事項について記載する。例えば、教育支援センターの職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが対面指導者として活用できるのかを明示することが考えられる。対面指導者については、ボランティアスタッフの活用も考えられるため、この養成にかかる諸経費についても、

財政上の環境整備といえよう。さらに、前段で述べたようなパソコン等の貸与や民間事業者の利用補助といった環境整備も求められており、不登校児童生徒の家庭への支援策に自治体がどのように取り組むのかを明らかにする必要がある。

後者の規程等については、民間事業者の認定基準を定め、その認定を受けた民間事業者を公表することが求められる。不登校児童生徒及びその保護者からみて、複数の民間事業者から選択できることが望ましいであろう。これに対応し、自治体は認定した民間事業者の一覧表を作成し、民間事業者に係る利用補助の対象とすることを明示すべきであろう。

さらに、学校における規程等については、地域の実態に応じた規程等を作成する。対面指導の方法に関しては、遠隔教育システムを利用するのか、家庭訪問はどのくらいの頻度で訪問するのかといった、対面指導に係る部分が学校独自の部分になると思われる。それ以外の部分は、自治体において規程等が作成されていればそれを参考にし、作成されていなければ文部科学省の別記2及び別紙<sup>(1)</sup>を参考にして、学校における規程等を作成すればよいと考えられる。

#### （イ）本制度の利用に伴う家計補助

前段においても示したとおり、パソコン等の貸与や民間事業者の利用補助といった環境整備が求められている。主には、自治体の財政上の環境整備といえるが、学校によっては、少子化によってパソコン等が余剰している場合も想定されることから、ICT支援員等がそのパソコン等を不登校生徒が利用できるように整備し、貸与することも考えられる。

また現在、「GIGAスクール構想」<sup>(34)</sup>によって、生徒1人につき1台のコンピュータ等の端末を利用できるよう国及び自治体が取り組んでいる。この1人1台の端末が、自宅においても利用可能となり、本制度に活用できるよう対応していくことも検討すべき事項である

---

<sup>(34)</sup> 文部科学省「GIGAスクール構想の実現について」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm)

と考えられる。

#### （ウ）セキュリティ上の観点からの環境整備

本制度は、不登校児童生徒からの電子メール等でのやりとりを行うこととなるため、その電子メールを受けるパソコン等については、セキュリティを堅牢にしておく必要性が高いといえよう。ウイルス対策ソフトについては、学校のパソコン等においては導入済みだと思われるが、場合によっては、不登校生徒のパソコン等にも導入を求めることも検討すべきであろう。

詳しい内容については、前段にとりあげた ICT 支援員と学校が連携し、学校における環境整備と不登校生徒の環境整備の面から、専門的知識のもとに行われることが望ましいと考えられる。

#### （エ）学習プログラムの作成

学習プログラムの作成は、本制度の要件の 1 つに挙げられており、実施するうえで必要となる。しかし、その書き方は別紙において「在籍校の年間指導計画に準拠した形」<sup>(1)</sup> としか記載されておらず、学習指導案のように一般的な書き方が自治体や学校ごとに定められていない。そのため、本制度の学習プログラムの様式を作成しておくことも重要な環境整備となる。

また、教科及び総合的な学習の時間の学習プログラムは、これまでに述べたが、特別活動及び道徳科については触れていない。例えば、道徳科の場合、全ての取扱時数が道徳教材を読み感想文を記述する方法では不十分と考えられるため、様々な学習方法を検討する必要があり、今後の研究課題である。特別活動の場合、集団で行われることが前提とされているため、ICT 等を活用した学習活動での対応は困難であると想定される。しかし、別記 1 のような教育支援センターや民間施設に通所した場合や、不登校生徒を対象とした自然体験活動等を実施しているプログラムへの参加をもって対応することが可能であろう。

これらの学習プログラムは、教員にとって作成が困難であると思われるため、教育委員会等が、本制度における学習プログラムの作成に向けた研修等を開催し、それを受講した校長や教員が学校において校内研修を開き、普及させることが望ましい。

## 第2項 事前指導

本制度の事前指導は、別記2の3（2）において次のように示されている。

ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること<sup>(1)</sup>。

そのため、ICT等を活用した学習活動のうち、ICTを活用する場合については、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止などを事前に指導する必要がある。

これらの事前指導は、本制度におけるICT等を活用した学習活動及び対面指導の一種とも捉えることができ、学習としても有効であると考えられる。さらに、事前指導を出席扱いの対象とするためには、これらの学習を、各教科の学習プログラムに取り入れて作成しておくことが望ましい。

本項は、事前指導で行うことが想定される学習内容について、『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』の「知的財産に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）」<sup>(35)</sup>を参考に、次のようにまとめた。

### （ア）国語科

国語科においては、『中学校学習指導要領（平成29年告示）』（以下、学習指導要領）の〔第1学年〕2 内容〔知識及び技能〕によって次のように示されている。

---

<sup>(35)</sup> 文部科学省（2018）『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』東山書房、p.214-215

(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

イ 比較や分類、関係付けなどの情報の整理の仕方、引用の仕方や出典の示し方について理解を深め、それらを使うこと<sup>(36)</sup>。

さらに、『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 国語編』（以下、国語学習指導要領解説）は、この部分に対応して次のように示している。

引用の仕方や出典の示し方については、小学校第3学年及び第4学年の〔知識及び技能〕の（2）イの「引用の仕方や出典の示し方」を理解し使うことを受けて、それらへの理解を深め使うことを示している。具体的には、引用の際には、かぎ（「 」）でくくること、出典を明示すること、引用部分が適切な量であることなどについて理解を深めることを求めている。

引用とは、本や文章の一節や文、語句などをそのまま抜き出すことである。出典とは、引用元の書物や典拠などのことである。

引用する際には、文章に限らず、図表やグラフ、絵や写真などについても同様に扱うことに留意する必要がある。出典については、その媒体に応じて、書名、著者名、発行年や掲載日、出版社、ウェブサイトの名称やアドレスなどを示すことにより、著作権に留意するとともに、情報の受け手が出典を知ることができるよう配慮することが必要である<sup>(37)</sup>。

つまり、「引用の仕方や出典の示し方」について事前に理解することは、本制度の調べ学習の成果物に係る事前指導といえる。そのため、国語科の事前指導として、国語学習指導要領解説や教科書等に沿った方法で、「引用の仕方や出典の示し方」を指導することが望ましいと考えられる。

#### （イ）音楽科

音楽科の事前指導に関しては、第3章第1節や同章第5節に詳述したが、学習指導要領の第3の2（1）カにおいては、次のように示されている。

---

<sup>(36)</sup> 文部科学省（2018）『中学校学習指導要領（平成29年告示）』東山書房、p.30

<sup>(37)</sup> 文部科学省（2018）『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 国語編』東洋館出版社、p.47-48

自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること<sup>(38)</sup>。

また、学習指導要領解説においては、次のように示されている。

指導に当たっては、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それを創作した著作者がいることや著作物であること、この著作物が知的財産であること、その知的財産を教材として活用することで表現や鑑賞の幅広い活動が行えることなどを生徒が意識できるようにし、必要に応じて音楽に関する知的財産権に触れることが大切である。このことが、著作物や著作者の創造性を尊重する態度を形成することにつながり、ひいては、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるのである<sup>(39)</sup>。

音楽科の事前学習の内容については、第3章第5節第2項（ア）において詳述したため、本段は省略する。

#### （ウ）美術科

美術科においては、学習指導要領の第3の2（7）によって、次のように示されている。

創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること<sup>(40)</sup>。

音楽科と類似する内容もみられるが、美術科特有の内容は「肖像権」であろう。肖像権は生活にも関わる重要な知的財産権の1つであり、写真等を利用した調べ学習の成果物も予想されるため、指導しておく必要があると思われる。その他の内容については、音楽科との関わりも踏まえながら、生徒の実態に合わせて学習プログラムを作成すべきである。

---

<sup>(38)</sup> 文部科学省 前掲注<sup>(36)</sup>、p.104

<sup>(39)</sup> 文部科学省（2018）『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編』教育芸術社、p.104-105

<sup>(40)</sup> 文部科学省 前掲注<sup>(36)</sup>、p.113

また、音楽科においても「創造することの価値」を捉えることは重要だといえよう。『学習指導要領（平成29年告示）解説 美術編』は、「生徒一人一人が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度を育成することが重要である」<sup>(41)</sup>と示している。音楽科における創作分野の学習においては、美術科同様に作品を生み出すことに変わりはなく、それらの作品には「かけがえのない価値」があることを教員のみならず、生徒も理解しておく必要がある。

## （エ）技術・家庭科

技術・家庭科においては、学習指導要領の〔技術分野〕第2の2「D 情報の技術」(1)及び第2の3 (4)によって、次のように示されている。

- (1) 生活や社会を支える情報の技術について調べる活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
  - ア 情報の表現、記録、計算、通信の特性等の原理・法則と、情報のデジタル化や処理の自動化、システム化、情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること。
  - イ 技術に込められた問題解決の工夫について考えること<sup>(42)</sup>。
- (4) 内容の「D情報の技術」については、次のとおり取り扱うものとする。
  - ア (1)については、情報のデジタル化の方法と情報の量、著作権を含めた知的財産権、発信した情報に対する責任、及び社会におけるサイバーセキュリティが重要であることについても扱うこと。
  - イ (2)については、コンテンツに用いる各種メディアの基本的な特徴や、個人情報の保護の必要性についても扱うこと<sup>(43)</sup>。

よって、本制度において想定される技術・家庭科の事前指導は、個人情報や有害情報へのアクセス防止等も含め、次のような内容も考えられる。

---

<sup>(41)</sup> 文部科学省（2018）『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 美術編』日本文教出版、p.135

<sup>(42)</sup> 文部科学省 前掲注<sup>(36)</sup>、p.134

<sup>(43)</sup> 文部科学省 前掲注<sup>(36)</sup>、p.135

- ・音源等を提出する動画投稿サイト等の利用に関する事項
- ・情報セキュリティ及び情報モラルに関する事項
- ・電子メール等でのやりとりに関する事項

実際の事前指導の在り方については、各教科の学習プログラムの作成に係る内容であるため、本研究においては省略することとする。

### 第3節 ICT等を活用した学習活動の展望

#### 第1項 本制度における民間事業者

本制度の民間事業者は、「教育機会確保法」の成立を機会に新規事業者が現れるなど、動きがみられるようになった。山下（2019）は、この「教育機会確保法」を活用しようとしている民間事業者として「クラスジャパンプロジェクト」（クラスジャパン小中学園）や「palstep」を挙げている<sup>(44)</sup>。

この別記2<sup>(1)</sup>に示された「民間事業者」は、いわゆるフリースクールと呼ばれる民間施設とは異なる位置づけであり、「児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者」を表す用語である。一方、別紙に示された「民間業者」は、「教材等の作成者」を意味する用語だと解釈できる（表26）。

表26 本制度における民間事業者と民間業者

	民間事業者	民間業者
位置づけ	学習の指導者	教材等の作成者
実施主体者（指導者）	民間事業者	学校及び学校外の機関等
学習プログラムの有無	有（校長は適切であるか判断）	有（校長は活用できるか判断）
校長の視点	校長は、民間事業者が行った指導が、出席扱い及び評価に反映することが適切かを判断する。	学校及び学校外の機関が民間業者を活用して指導した事項に対して、校長は、出席扱い及び評価に反映することが適切かを判断する。

しかし、この民間事業者と民間業者の判別は困難になると思われる。例えば、民間業者が提供する教材に郵送による添削指導がある場合や、チャット等を用いて質問できる場合が考えられる。添削指導は郵送等による指導、チャット等はICTを活用した指導ともいえるため民間事業者ともいえるが、本制度において必要な対面指導を実施していないため、民間業者ともいえる。

<sup>(44)</sup> 山下耕平（2019）『「フリースクール」の置かれている現状と「居場所」の今後を考える—趙韓惠貞インタビューから—』『社会臨床雑誌』27(1), p.32

多様な学習コンテンツが作成される現状においては、民間事業者と民間業者を判別することは不可能に近い。よって、本研究においては民間事業者と民間業者を区別せず「民間事業者」に統一し、「不登校生徒－民間事業者」の2者関係にあるものを直接支援型、「不登校生徒－民間事業者－学校」の3者関係にあるものを間接支援型と位置づけ、さらに、対面指導の有無を加えた4タイプに分けて考察する（図22）。

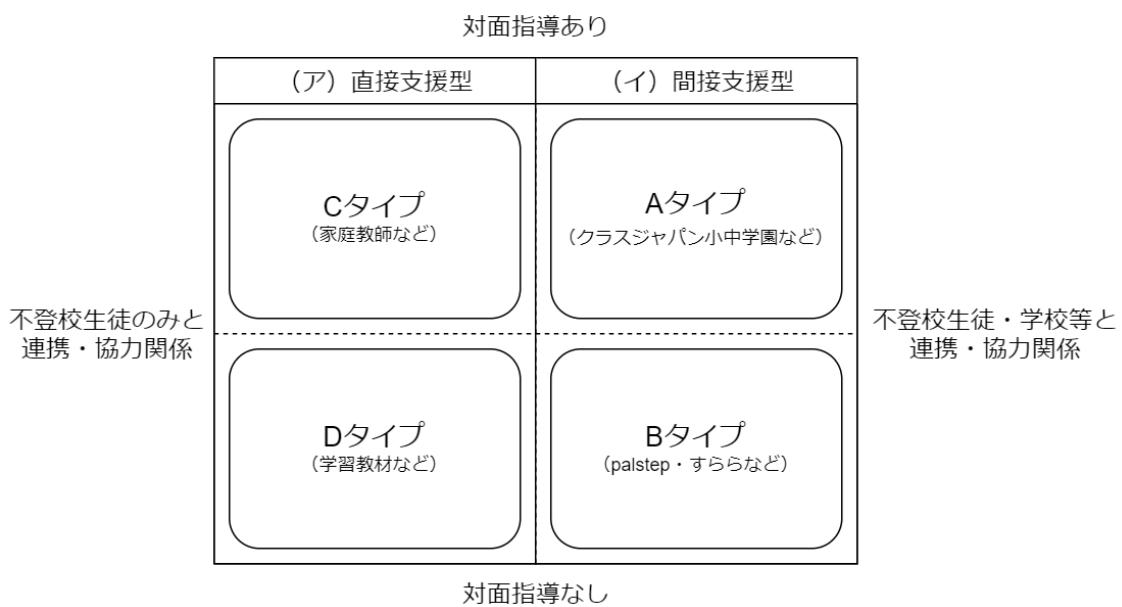


図22 本制度における民間事業者の分類

### （ア）直接支援型

直接支援型は、CタイプとDタイプに分けられる。前者は、家庭教師などの自宅における対面指導を提供する民間事業者であり、後者は、学習教材などを販売提供する民間事業者である。潜在的な事業者数は多いと思われるが、学校はそれが教科書に沿っているか、学習効果が見込めるか、学習時間をどのようにすべきか等の事項を検討し、民間事業者があらかじめ定めている学習プログラムを活用できるかを判断する必要がある。また、活用できない場合については、学習プログラムを学校が作成し、指導を行う必要がある。

よって、Cタイプ及びDタイプは、学校にとって負担が過重となる恐れがあるため、教員の働き方改革がさけられる現代社会においては、推奨しがたいと考えられる。

### （イ）間接支援型

間接支援型は、A タイプと B タイプに分けられる。前者は「クラスジャパン小中学園」などが、後者は「palstep」や「すらら」などが該当するであろう。

A タイプの「クラスジャパン小中学園」は、不登校生徒とのチャットができる「ネットの先生」を導入している。このチャット機能が、これまでにも述べたとおり、尼崎市の「インターネットなど ICT を活用し、指導員等が遠隔地から同時双方向に相談・指導等を行う事業」<sup>(19)</sup>として認められたものと思われる。チャットのみの対面指導が良いのかについては判断の難しい部分であるため、今後様々な間接支援型の民間事業者に関する調査、研究を行う必要があるといえよう。

B タイプの「palstep」は、教職員・生徒・保護者間のやりとりを可能にし、「すらら」は、主に「すらら」と保護者のやりとりを可能とした。そのため、民間事業者と不登校生徒とのコミュニケーションを想定しておらず、民間事業者が実施する対面指導としては不十分であると考え B タイプに位置づけた。

また、間接支援型の場合は、学校に送られてくる不登校生徒の報告書等を確認して、評価を判断するため、本制度に関する学校の負担は非常に軽減されるであろうが、間接支援型の民間事業者は非常に少なく、筆者の知るところでは上記に示した 3 社のみである。これらの間接支援型の民間事業者は、いわゆる主要 5 教科やプログラミング等の提供にとどまっており、音楽科を含むいわゆる実技教科に対応していない実状がある。

### （ウ）民間事業者の課題に対する考察

間接支援型の民間事業者には、既に実技教科に対応した学習教材等を提供している直接支援型の協力をもとに、様々な学習を提供することが求められていよう。これが実現すれば、学校としても全教科を間接支援型の民間事業者に委託することができ、負担が軽減できる。

また、本制度の民間事業者に最も求められているのは、学校や教育支援センターで対応できない部分まで対応していることである。次項にも詳述する自治体の教育支援センター等

においては、予算規模が大きくなり、全教科に対応することは困難であろう。「教育機会確保法」の衆参両院の附帯決議には、「児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること」<sup>(45)</sup>とあり、不登校生徒が複数の民間事業者の学習コンテンツから選択できるようにすることは、多様な学習環境の整備からも必要といえる。

さらに、民間事業者による学習コンテンツの提供は、別記2<sup>(1)</sup>による本制度の活用につながるだけでなく、別記1<sup>(1)</sup>や病気療養児<sup>(29)</sup>等の指導要録上出席扱いとなる制度についても適用できる可能性がある。そのため、本制度をはじめとする指導要録上出席扱いできる制度に対して、全体的な底上げにつながる民間事業者の学習コンテンツの増加は、必要不可欠であるといえよう。

## 第2項 本制度における公的機関及び自治体

本制度は民間事業者だけでなく、教育支援センター等の公的機関も実施している。本章第1節において示した規程等調査において、規程等の存在が不明であっても、事業として予算を組み実施している自治体が複数見られた。本項は、本制度に関する事業を行う一部の自治体の取組から、本制度の展望を考察する。

### (ア) 秋田県の事例

秋田県に設置されている「スペース・イオ」は、特区805の際に新設され、現在も実施されている数少ない取組の1つである。

スペース・イオの試行期（2004年度）においては、「添削指導を行っていたため、ITの活用にまでは至らなかった」<sup>(46)</sup>とされるが、2005年6月下旬からは「ひきこもり傾向の強

---

<sup>(45)</sup> 2016年12月22日に文部科学省が発出した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）」の別添4及び別添5より。

<sup>(46)</sup> 工藤正孝・神居隆・武藤憲一・北島正人・宮野素子（2015）「学校制度の枠を超えた不登校・引きこもり児童生徒への支援～スペース・イオの学習支援体制構築に向けた試行期の取り組み～」『秋田大学教育文化学部研究紀要 教育科学』70, p.147

い生徒や、遠方の生徒で通所が難しく、家庭での学習を希望する生徒を対象に、IT やファックス等を活用した学習支援が始まった」<sup>(47)</sup> とされる。

ここで重要なのは、ひきこもり傾向の強い生徒のみではなく、遠方で通所が難しい生徒を対象としていることであろう。スペース・イオの場合は、県が設置した施設であり、県内の児童生徒を対象とすることから、通所の困難な児童生徒は相当数存在すると思われる。本制度は、教育支援センターやフリースクールなどの学校外の施設が遠方にあり、通所困難な地方の不登校児童生徒ほど重要となる制度であるため、一刻も早く対応する必要がある。

秋田県における特区 805 の際も、次のような報告があることから通所を希望する不登校児童生徒とは別に、自宅において支援を希望する不登校児童生徒が一定数存在する可能性がうかがえる。

IT 等による学習を行っている生徒は 23 名で、そのうち通所と IT 学習を併用するタイプ 2 の生徒が 10 名、IT 学習のみのタイプ 3 の生徒が 13 名である。これは、在籍児童生徒全体の 39.7% であり、当初の予想よりも高い割合であった<sup>(48)</sup>。

現在も、スペース・イオは以下の 3 つのタイプに分けて不登校児童生徒の支援にあたっている（表 27）<sup>(49)</sup>。

---

<sup>(47)</sup> 工藤正孝・武藤憲一・野口俊温・伊藤博子・宮野素子・北島正人・神居隆（2015）「不登校・引きこもり児童生徒への新たな教育の場の提供～県立高等学校内に開設されたスペース・イオの歩みとその検討～」『秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要』37, p.272

<sup>(48)</sup> 同上, p.277

<sup>(49)</sup> スペース・イオ「令和 2 年度スペース・イオ 募集要項」<http://www.meitoku-h.akita-prf.ed.jp/tsuu/io/R02bosyu.pdf>

表27 スペース・イオの学習形態（スペース・イオ<sup>(49)</sup>）

**(3) 学習形態**

**タイプ1**

〔スペース・イオに通って学習を行う〕

- ◎学習指導員等から学習指導を受けたり、自学自習を行ったりします。
- ◎スペース・イオのカリキュラムフレームに基づいて、自分で計画し、学習や活動を行います。

**タイプ2**

〔スペース・イオと自宅での学習（IT等）を組み合わせる〕

- ◎学習指導員等から学習指導を受けたり、自学自習を行ったりします。
- ◎自宅でインターネットを通じてIT学習指導員等からIT等での指導を受けます。  
また、在籍校の先生等からの対面指導（家庭訪問等）を受けます。
- ◎IT学習を利用する場合、タブレット端末が利用できますが、インターネット接続環境が必要です（携帯電話会社のみの契約では利用できません）。

**タイプ3**

〔主に、自宅で学習（IT等）を進める〕

- ◎自宅でインターネットを通じてIT学習指導員等からIT等での指導を受けます。  
また、在籍校の先生等からの対面指導（家庭訪問等）を受けます。
- ◎IT学習を利用する場合、タブレット端末が利用できますが、インターネット接続環境が必要です（携帯電話会社のみの契約では利用できません）。

※児童生徒の状態に応じて、タイプを選んで学習することができます。

この「タイプ2」及び「タイプ3」が、本制度に相当する学習活動といえよう。「IT等での指導」については、「IT学習指導員等」が行うこととしているが、具体的にどのような学習を実施しているのかについては不明である。また、「対面指導（家庭訪問等）」については、「在籍校の先生等」としており、スペース・イオにおいて対面指導を実施していない可能性が高い。

その他には、「IT学習利用の児童生徒」に対して、月額1,100円の「ITサーバー利用料」を徴収していることが分かった（表28）。

表28 スペース・イオの費用（スペース・イオ<sup>(49)</sup>）

**5 費用について**

- (1) 保護者会費月額500円（全員）
- (2) ITサーバー利用料月額1,100円（IT学習利用の児童生徒）

一般的な民間事業者や教材等と比べて安い金額であると思われるが、同通知においては「不登校児童生徒の無償の学習の機会を確保」<sup>(15)</sup>とあることから、公的機関の場合はでき

るかぎり無償とすべきであろう。不登校児童生徒が学習形態のタイプを選ぶ際に、家庭の経済的理由によって希望するタイプが選べないということがないよう、金銭的負担の有無については慎重に検討する必要があると考えられる。

#### (イ) 高松市の事例

香川県高松市は、「ICT を使った学習システム」を導入し、「高松市不登校支援リーフ」において、次のように示している。

ICT を使った学習システムは高松市が提供する不登校の状態にある児童生徒のためのオンライン学習支援システムです。Windows パソコンでインターネットに接続できればどこでも学習が可能です。無料で利用できます。(インターネット接続に係る経費は個人負担) <sup>(50)</sup>

この「ICT を使った学習システム」は、在籍校に相談・申込すれば実施できるとされ、2015 年の第 3 回高松市総合教育会議において次のように報告されている。

「ICT を活用した学習支援」では昨年度、38 名、3,555 回の利用がありました。この ICT は学校に行きづらい、適応指導教室にも行きづらい子供たちが、そういったものを使って学習していくためのものです <sup>(51)</sup>。

このうち、どの程度の不登校児童生徒が指導要録上出席扱い及びその成果を評価に反映されたかについては明らかではないが、2014 年度は 38 人がこの学習システムを利用しており、自宅における学習を自治体がインターネット接続に係る経費以外を無償で保障している事例である。

---

<sup>(50)</sup> 高松市教育委員会 高松市総合教育センター (2019) 「高松市 不登校支援リーフ 笑顔で学校生活を送るために (保護者向け)」 [http://www.edu-tens.net/kyouikuken/hutoukou/pdf/takamatsu\\_hutoukou\\_leaf.pdf](http://www.edu-tens.net/kyouikuken/hutoukou/pdf/takamatsu_hutoukou_leaf.pdf)

<sup>(51)</sup> 高松市 (2016) 「平成 27 年度第 3 回高松市総合教育会議 議事録」 [http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/kyoikuiinkai/togokaigi/h27/kaigi3.files/26675\\_L14\\_gijiroku.pdf](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/kyoikuiinkai/togokaigi/h27/kaigi3.files/26675_L14_gijiroku.pdf)

さらに、高松市教育委員会（2020）は、新型コロナウイルス感染症による臨時休業中の支援として、「ICT を使った学習システム」を希望者に開放する方針を明らかにした<sup>(52) (53)</sup>。新型コロナウイルス感染症に関連して、不登校児童生徒用に導入されていた「ICT を使った学習システム」を、希望する児童生徒に開放することにより、臨時休業中の学習保障に対応できた事例の 1 つといえよう。

不登校児童生徒を含めた全ての児童生徒が、自宅においても利用可能な学習システムを導入している自治体によっては、本制度の導入がよりスムーズになる可能性があり、万が一の事態にも学習保障の幅が広がる。しかし、その学習システムが実技教科に対応しているかについては、明らかではないため、教科によっては教員が本制度を実施するための学習プログラムを作成する場合もある。

#### （ウ）佐賀市の事例

佐賀県佐賀市は、2006 年度から 2011 年度において「不登校児童生徒の IT 等を活用した学習活動支援事業」<sup>(54)</sup> を実施し、2012 年度からは「学習支援員活用事業等と整理統合し、不登校児童生徒支援事業として一本化」<sup>(55)</sup> した。本制度のみに対して予算を組んで事業を行った事例の 1 つであり、本段はその予算について考察する（表 29）。

---

<sup>(52)</sup> 高松市教育委員会 高松市立太田中学校（2020）「臨時休業延長に際しての児童生徒への支援について 家庭用 臨時休業延長児童生徒への支援方法」<https://www.fureai-cloud.jp/ootatyu/attach/get2/375/0>

<sup>(53)</sup> 上記<sup>(52)</sup> は、高松市内の小学校及び中学校のウェブサイト上に掲載された文書である。高松市教育委員会のウェブサイトにおいては、この文書の原本となるものが見つかっていないため、上記を参考とした。

<sup>(54)</sup> 佐賀市「既存事業評価表 不登校児童生徒の IT 等を活用した学習活動支援事業」より。

<sup>(55)</sup> 佐賀市（2012）「平成 22 年度 既存事業評価表 不登校児童生徒の IT 等を活用した学習活動支援事業」[https://www.city.saga.lg.jp/hyoka2011/BUS\\_PDF/2011-11157.pdf](https://www.city.saga.lg.jp/hyoka2011/BUS_PDF/2011-11157.pdf)

表29 佐賀市「IT等を活用した学習活動支援事業」の既存事業評価表比較

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
利用者数(人)	3	4	4	7	9	10
ITを利用した学習時数	3,630	11,315	4,645	3,565		
ITを利用した1人あたりの学習時間数				14.85	15.5	316.6
対面学習日数	96	100	95	109	174	378
事業費(千円)	642	678	2,658	2,727	5,430	5,604
人件費(千円)	2,341	2,481	2,561	2,475	2,102	2,120
総事業費(千円)	2,983	3,159	5,219	5,202	7,532	7,724
利用者1人あたりの総事業費(千円)(千円未満切捨)	994	789	1,304	743	836	772

「IT等を活用した学習活動支援事業」を利用した児童生徒数が増加するにつれ、総事業費が増加している。利用者である不登校児童生徒1人あたり約75万円から約130万円の総事業費が計上されており、平均すると1人あたり約90万円となる。これは、比較的高額であると思われる。例えば、これまでにとりあげた間接支援型Aタイプの民間事業者である「クラスジャパン小中学園」<sup>(56)</sup>は、1年利用したとしても1人あたり27万5千円である。直接対面の有無など提供内容が異なるが、単純計算であれば、公的機関1人分の金額で、民間事業者3人分の対応が可能といえる<sup>(57)</sup>。

また、この佐賀市の事業は、佐賀県から補助金が交付された年もあるが、市区町村単位での対応は、財政的余裕がないかぎり困難であろう。公的機関が新たに支援事業を開始するより、不登校児童生徒が民間事業者を選ぶ機会を与えつつ、金銭的な補助やパソコンの貸与、インターネット利用の一部補助を予算化する方が、自治体にとって有効な手段であるようと思われる。

<sup>(56)</sup> クラスジャパン小中学園「サービス料金について」<https://www.cjgakuen.com/fee>

<sup>(57)</sup> クラスジャパン小中学園は、2019年7月から開始した事業のため、佐賀市の「IT等を活用した学習活動支援事業」と重複する期間はない。

現在、大阪市は「大阪市塾代助成事業」<sup>(58)</sup> の参画事業者として、「クラスジャパン小中学園」を登録している。これは、一定の所得要件があるものの、1人あたり月額1万円までを上限に助成する事業であるため、不登校児童生徒が民間事業者を利用するハードルは下がっていると考えられる。他の自治体においても、このような環境整備に取り組むべきであろう。特に、不登校児童生徒に対する補助を実施したとしても、佐賀市の事例のように1人あたり年額約90万円、月額約7.5万円かかる民間事業者は存在しないと思われる。今後、不登校児童生徒やその保護者に対する金銭的補助への動きが活発化することを期待したい。

### 第3項 ICT等を活用した学習活動の展望

本研究においては、中学校教員がどのようにICT等を活用した学習活動を提供するかという視点で述べてきた。しかし、本制度は「教育委員会、学校、学校外の公的機関または民間事業者」<sup>(1)</sup>が提供可能であり、学校だけでなく、教育支援センターや民間事業者が提供する場合も想定して本制度の利用を検討する必要がある。さらに、不登校生徒に対する民間事業者の利用に係る金銭的補助やインターネット環境に関する補助等、「教育機会確保法」第6条の努力義務に対する自治体の姿勢が問われている。

本研究が学校による本制度の音楽科について示した理由は、執筆時点において教育支援センターに音楽科教員が配置されていることが少なく、また、筆者の知るかぎり民間事業者においても音楽科が対応されていないためである。つまり、執筆時点では、音楽科に限定すれば、学校が本制度に係る学習活動を提供する以外の手段がほとんどない。

民間事業者は、次第に実技教科に対応する可能性も考えられるが、教育支援センター等が実技教科に対応できるのかについては疑問が残る。全教科のスタッフを配置すると仮定すれば、現在自治体ごとに行われている予算では不足することが明らかであり、それを実現できるだけの財政状況にある自治体は少ないと思われる。

---

<sup>(58)</sup> 大阪市塾代助成事業「ホームページ」<https://www.juku-osaka.com/>

よって、自治体ごとに本制度における民間事業者を認定し、その認定された民間事業者を利用する不登校児童生徒に対しては、金銭的補助やインターネット環境の補助を行うことが望ましいと考えられる。そのうえで、教員は民間事業者の対応していない部分の学習プログラムを作成し、支援することが求められていると考える。

不登校生徒と学校、民間事業者、教育支援センターがどのように連携していくのかについては、考査する余地がある。また、本制度に関する規程等を作成していない自治体は、文部科学省が「一定の基準を作成しておくことは必要」<sup>(1)</sup>とまで述べているため、直ちに規程等を作成する必要がある。この規程等の作成は必要最低限であり、本制度の民間事業者の認定に係る規程も含め2種作成することが望ましい。

不登校生徒の進路に大きく影響する本制度は、いかなる自治体、義務教育段階の学校、教科においても対応可能にする必要がある。そのなかで、音楽科としては、民間事業者の発展に期待しつつ、学校がどのように対応できるのかを考え、環境を整える必要がある。全国化して15年が経過した本制度の学習支援をより研究する必要があり、それはあくまでも義務教育の範囲としてできるかぎり無償で行われるべきであると考える。

## 参考文献

### <文献>

- ・産経新聞取材班 (2005) 『改革の行方 特区を診る』 産経新聞ニュースサービス
- ・文部科学省 (2018) 『中学校学習指導要領 (平成 29 年告示)』 東山書房
- ・文部科学省 (2018) 『中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 音楽編』 教育芸術社
- ・文部科学省 (2018) 『中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 美術編』 日本文教出版
- ・文部科学省 (2018) 『中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 国語編』 東洋館出版社
- ・文部科学省 (2018) 『中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 総則編』 東山書房

### <論文>

- ・工藤正孝・神居隆・武藤憲一・北島正人・宮野素子 (2015) 「学校制度の枠を超えた不登校・引きこもり児童生徒への支援～スペース・イオの学習支援体制構築に向けた試行期の取り組み～」『秋田大学教育文化学部研究紀要 教育科学』70, p.143-148
- ・工藤正孝・武藤憲一・野口俊温・伊藤博子・宮野素子・北島正人・神居隆 (2015) 「不登校・引きこもり児童生徒への新たな教育の場の提供～県立高等学校内に開設されたスペース・イオの歩みとその検討～」『秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要』37, p.265-281
- ・櫻井裕子・櫻井恵子・生田周二 (2020) 『居場所「ねいらく」における不登校支援の実践報告』『次世代教員養成センター研究紀要』6, p.233-237
- ・広瀬隆雄 (2010) 「不登校の子供の学習支援をめぐる動きについて」『桜美林論考. 心理・教育学研究』1, p.43-58
- ・山下耕平 (2019) 『「フリースクール」の置かれている現状と「居場所」の今後を考える—趙韓惠貞インタビューから—』『社会臨床雑誌』27(1), p.29-26

### <新聞>

- ・『朝日新聞』「不登校 岐阜県可児市 メールで指導、出席扱い (特区をゆく)」(2003.4.20) 朝刊, 教育 1, p.10
- ・『朝日新聞』「自宅学習で出席扱い 不登校児にネット指導 (まなぶ学ぶ) / 福島」(2004.2.26) 朝刊, 福島 2, p.26

### <ウェブページ> (以下の最終閲覧日は、脚注と同様、全て 2020 年 12 月 10 日である。)

- ・palstep 「サービス概要」 <https://palstep.jp/service/>
- ・JASRAC 「JASRAC は戦時加算義務の解消を求めています」 [https://www.jasrac.or.jp/senji\\_kasan/index.html](https://www.jasrac.or.jp/senji_kasan/index.html)
- ・尼崎市 (2019) 「指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の認定に係る手続きについて」 <https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/manabu/>

[school/consult/1016209.html](http://www.city.yokohama.lg.jp/school/consult/1016209.html)

- ・尼崎市（2020）「指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間支援施設一覧（令和2年11月13日現在）」[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page/\\_001/016/995/20201113minkanshisetsu.pdf](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/016/995/20201113minkanshisetsu.pdf)
- ・伊丹市立総合教育センター（2005）「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取り扱い等についてのガイドライン」[http://www.itami.ed.jp/?page\\_id=77](http://www.itami.ed.jp/?page_id=77)
- ・伊丹市立総合教育センター「不登校に関する伊丹市ガイドラインについて」[http://www.itami.ed.jp/?page\\_id=67](http://www.itami.ed.jp/?page_id=67)
- ・市川市（2020）「いちかわ市議会だより令和2年5月9日号 代表質問（2月定例会） 緑風会第1」<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cou01/1331000060.html>
- ・大阪市塾代助成事業「ホームページ」<https://www.juku-osaka.com/>
- ・小樽市（2020）「令和2年教育委員会 第6回定例会」p.3-5, [https://www.city.otaru.lg.jp/simin/kyoiku/gakko\\_kyoiku/kyoikuiinkai/iinkai.data/0206tei-giji.pdf](https://www.city.otaru.lg.jp/simin/kyoiku/gakko_kyoiku/kyoikuiinkai/iinkai.data/0206tei-giji.pdf)
- ・クラスジャパン小中学園「ホームページ」<https://www.cjgakuen.com/>
- ・厚生労働省「政策レポート ひきこもり施策について」<https://www.mhlw.go.jp/seisaku/2010/02/02.html>
- ・厚生労働省（2010）「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について 別紙 ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-47.pdf>
- ・国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP） 文部科学省（2005）「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取り扱い等について（通知）」[http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/04121502/06041201.htm](http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/06041201.htm)
- ・国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP） 文部科学省（2018）「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の積極的な対応について」[http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/04121502/\\_icsFiles/afielddfile/2018/10/12/1235263\\_003.pdf](http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/_icsFiles/afielddfile/2018/10/12/1235263_003.pdf)
- ・首相官邸（2003）「構造改革特別区域計画 岐阜県大垣市 ほほえみスタディサポート特区」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kouhyou/030908/027.pdf>
- ・首相官邸（2003）「構造改革特別区域計画 岐阜県多治見市 キキョウ学習特区」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/sankou/030526/040.pdf>
- ・首相官邸（2003）「構造改革特別区域計画 奈良県大和郡山市 不登校児童生徒支援教育特区」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kouhyou/030908/036.pdf>
- ・すらら「ホームページ」<https://surala.jp/home/>
- ・佐賀市（2008）「平成18年度 既存事業評価表 不登校児童生徒のIT等を活用した学習活動支援事業」[https://www.city.saga.lg.jp/hyoka2006/BUS\\_PDF/2006-11157.pdf](https://www.city.saga.lg.jp/hyoka2006/BUS_PDF/2006-11157.pdf)

- ・佐賀市（2008）「平成 19 年度 既存事業評価表 不登校児童生徒の IT 等を活用した学習活動支援事業」[https://www.city.saga.lg.jp/hyoka2007/BUS\\_PDF/2007-11157.pdf](https://www.city.saga.lg.jp/hyoka2007/BUS_PDF/2007-11157.pdf)
- ・佐賀市（2009）「平成 20 年度 既存事業評価表 不登校児童生徒の IT 等を活用した学習活動支援事業」[https://www.city.saga.lg.jp/hyoka2008/BUS\\_PDF/2008-11157.pdf](https://www.city.saga.lg.jp/hyoka2008/BUS_PDF/2008-11157.pdf)
- ・佐賀市（2010）「平成 21 年度 既存事業評価表 不登校児童生徒の IT 等を活用した学習活動支援事業」[https://www.city.saga.lg.jp/hyoka2009/BUS\\_PDF/2009-11157.pdf](https://www.city.saga.lg.jp/hyoka2009/BUS_PDF/2009-11157.pdf)
- ・佐賀市（2011）「平成 22 年度 既存事業評価表 不登校児童生徒の IT 等を活用した学習活動支援事業」[https://www.city.saga.lg.jp/hyoka2010/BUS\\_PDF/2010-11157.pdf](https://www.city.saga.lg.jp/hyoka2010/BUS_PDF/2010-11157.pdf)
- ・佐賀市（2012）「平成 22 年度 既存事業評価表 不登校児童生徒の IT 等を活用した学習活動支援事業」[https://www.city.saga.lg.jp/hyoka2011/BUS\\_PDF/2011-11157.pdf](https://www.city.saga.lg.jp/hyoka2011/BUS_PDF/2011-11157.pdf)
- ・首相官邸（2003）「構造改革特別区域基本方針について 別表 1」p.27, [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kettei/030124kihon\\_b.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kettei/030124kihon_b.pdf)
- ・条例 Web 作成プロジェクト「条例 Web アーカイブデータベース」<https://jorei.slis.doshisha.ac.jp/>
- ・スペース・イオ「学びを心の居場所に」<http://www.meitoku-h.akita-pref.ed.jp/tsuu/io/INDEX.html>
- ・総務省『全国地方公共団体コード コード一覧表 「都道府県コード及び市区町村コード」（令和元年 5 月 1 日現在）』[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000632830.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000632830.pdf)
- ・高松市（2016）「平成 27 年度第 3 回高松市総合教育会議 議事録」[http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/kyoukuiinkai/togokaigi/h27/kaigi3.files/26675\\_L14\\_gijiroku.pdf](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/kyoukuiinkai/togokaigi/h27/kaigi3.files/26675_L14_gijiroku.pdf)
- ・高松市教育委員会 高松市総合教育センター（2019）「高松市 不登校支援リーフ 笑顔で学校生活を送るために（保護者向け）」[http://www.edu-tens.net/kyouikuken/hutoukou/pdf/takamatsu\\_hutoukou\\_leaf.pdf](http://www.edu-tens.net/kyouikuken/hutoukou/pdf/takamatsu_hutoukou_leaf.pdf)
- ・高松市教育委員会 高松市立太田中学校（2020）「臨時休業延長に際しての児童生徒への支援について 家庭用 臨時休業延長児童生徒への支援方法」<https://www.fureai-cloud.jp/ootatyu/attach/get2/375/0>
- ・東広島市（2020）『ICT 等を活用した学習活動による「指導要録上の出席扱い」について』<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/material/files/group/73/0801003.pdf>
- ・兵庫県教育委員会（2020）「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」p.5, <https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/minkanshisetugsaidorain.pdf>
- ・不登校に関する調査研究協力者会議（2016）「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」p.23, [https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_\\_icsFiles/afIELDfile/2016/08/01/1374856\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afIELDfile/2016/08/01/1374856_2.pdf)

- ・文化庁「著作物等の保護期間の延長に関する Q&A」[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo\\_chosakuken/1411890.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_chosakuken/1411890.html)
- ・文部科学省「GIGA スクール構想の実現について」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm)
- ・文部科学省（2016）「別添4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1380961.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380961.htm)
- ・文部科学省（2016）「別添5 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1380963.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380963.htm)
- ・文部科学省（2018）「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1410027.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1410027.htm)
- ・文部科学省（2019）「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm)
- ・文部科学省（2019）「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）別記1 別記2 別紙」[https://www.mext.go.jp/content/1422155\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf)
- ・野洲市（2020）「定例記者会見（令和2年1月22日）」<http://www.city.yasu.lg.jp/gyousei/kaiken/H31/1579651679090.html>

以下は、本章第1節における規程等調査の根拠となったウェブページである。そのため、以下の最終閲覧日はすべて2020年7月18日である。

- ・尼崎市（2019）「指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした訪問等による民間支援事業の基準 別紙3【訪問・ICT活用型の民間事業者用】」[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/016/209/houmonngata.pdf](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/016/209/houmonngata.pdf)
- ・市川市（2019）「2019年2月27日 代表質問 清風会：石原みさ子議員、片岡きょうこ議員」<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cou01/kaigiroku1431000195.html>
- ・大田区（2020）「令和2年第1回定例会 第3日（2/25）大田区議会会議録 速報版」[https://www.city.ota.tokyo.jp/gikai/honkaigi\\_iinkai/kaigiroku.files/r020225.pdf](https://www.city.ota.tokyo.jp/gikai/honkaigi_iinkai/kaigiroku.files/r020225.pdf)
- ・大津町（2020）「令和2年第1回教育委員会会議録（公開用：要点筆記）」p.3-4, [https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji0039298/3\\_9298\\_7130\\_up\\_eehudenk.pdf](https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji0039298/3_9298_7130_up_eehudenk.pdf)
- ・大津町（2020）「令和元年第10回教育委員会会議録（公開用：要点筆記）」p.2-4, [https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji0038920/3\\_8920\\_5756\\_up\\_3lwk035u.pdf](https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji0038920/3_8920_5756_up_3lwk035u.pdf)
- ・小樽市（2020）「小樽市教育委員会告示第7号 令和2年小樽市教育委員会第6回定例会を次のように招集する。」[https://www.city.otaru.lg.jp/simin/kyoiku/gakko\\_kyoiku/kyoiku](https://www.city.otaru.lg.jp/simin/kyoiku/gakko_kyoiku/kyoiku)

iinkai/iinkai.data/R2.06kokuji.pdf

- ・川内村例規集(2019)「不登校児童生徒等の指導要録上の出欠の取扱いに関する規程」[http://www3.e-reikinet.jp/kawauchi/d1w\\_reiki/H501902200011/H501902200011\\_j.html](http://www3.e-reikinet.jp/kawauchi/d1w_reiki/H501902200011/H501902200011_j.html)
- ・川崎市(2020)「第2回 川崎市総合教育会議 会議録」p.12, <http://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfiles/contents/0000116/116233/r01-2kaigiroku.pdf>
- ・京都市(2020)「京都市立小学校・中学校・小中学校及び京都市立総合支援学校小学部・中学部に在籍する不登校児童・生徒の指導要録上の出欠の取扱い等に関する要綱」[https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000167/167626/r2\\_hutokosyusekiatukaiyouko.pdf](https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000167/167626/r2_hutokosyusekiatukaiyouko.pdf)
- ・高知県(2005)「不登校児童生徒の学習評価及び指導要録上の出欠の取扱いについて ◇ 小・中学校における不登校児童生徒の家庭での学習活動の出席扱いに関するガイドライン」p.3-4, [https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310305/files/2017040700270/file\\_20174101182130\\_1.pdf](https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310305/files/2017040700270/file_20174101182130_1.pdf)
- ・湘南市(2019)「令和元年10月 湘南市定例教育委員会 会議録」p.12-14, <https://www.city.shiga-konan.lg.jp/material/files/group/27/10gatuteireikaigiroku.pdf>
- ・さいたま市(2019)『不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン』[https://www.city.saitama.jp/006/014/008/003/008/004/p066380\\_d/fil/0731siryou.pdf](https://www.city.saitama.jp/006/014/008/003/008/004/p066380_d/fil/0731siryou.pdf)
- ・高砂市(2019)「令和元年第16回(臨時)高砂市教育委員会 会議録」p.6, <http://www.city.takasago.lg.jp/index.cfm/14,48257,c,html/48257/20200303-082752.pdf>
- ・長野県(2019)「第2回 長野県不登校児童生徒への支援の在り方懇談会(令和元年12月17日開催) 参考資料」p.9, <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/ijime/documents/shiryou2.pdf>
- ・那覇市(2016)「那覇市教育委員会会議録 平成27年度第23回(定例会)」p.1-9, <https://www.city.naha.okinawa.jp/child/education/kyoukusoumu/kaigi/27nendokaigiroku.files/teirei23.pdf>
- ・新座市(2020)「令和2年第4回 新座市教育委員会 定例会 会議録」p.8, <https://www.city.niiza.lg.jp/uploaded/attachment/37236.pdf>
- ・枚方市(2020)「児童生徒への学びの保障について」<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000030964.html>
- ・米原市(2006)「第2回米原市定例教育委員会」p.6, <https://www.city.maibara.lg.jp/material/files/group/42/13585620.pdf>
- ・松本市(2020)「不登校児童生徒を支援するICT等を活用した学習活動を行う民間事業者についてのガイドライン」[https://www.city.matsumoto.nagano.jp/kodomo/gimukyoiku/futo\\_shien.files/ICTkatuyou.pdf](https://www.city.matsumoto.nagano.jp/kodomo/gimukyoiku/futo_shien.files/ICTkatuyou.pdf)
- ・南房総市 例規集「不登校児童生徒の指導要録上の出席の取り扱い等に関する要綱」[https://www1.g-reiki.net/minamiboso/reiki\\_honbun/r361RG00001208.html](https://www1.g-reiki.net/minamiboso/reiki_honbun/r361RG00001208.html)

- ・宮古島市（2016）「第 12 回宮古島市教育委員会（定例会）」p.2,4-6, <https://www.city.miayojima.lg.jp/soshiki/kyouiku/kaigi/files/12roku.pdf>
- ・野洲市 例規集（2020）「野洲市家庭訪問型学習支援事業実施要綱」[http://www.city.yasu.lg.jp/section/reiki\\_int/reiki\\_honbun/r042RG00001590.html](http://www.city.yasu.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r042RG00001590.html)
- ・行橋市（2015）「平成 27 年第 2 回教育委員会会議録」p.1-2, [http://www.city.yukuhashi.lg.jp/educate/doc/2015042300078/files/H2702\\_kaigiroku.pdf](http://www.city.yukuhashi.lg.jp/educate/doc/2015042300078/files/H2702_kaigiroku.pdf)
- ・行橋市（2015）「平成 27 年第 1 回教育委員会会議録」p.5-7, [http://www.city.yukuhashi.lg.jp/educate/doc/2015042300078/files/H2701\\_kaigiroku.pdf](http://www.city.yukuhashi.lg.jp/educate/doc/2015042300078/files/H2701_kaigiroku.pdf)

上記の規程等調査に関する参考文献のうち、執筆時点において再確認できる資料は、以下のとおりである。

- ・大田区議会 会議録検索システム「令和 2 年 第 1 回 定例会 - 02 月 25 日 -03 号」p.71, [http://www.gikai-ota-tokyo.jp/ota/cgi/voiweb.exe?ACT=200&KENSAKU=0&SORT=0&KTYP=0,1,2,3&KGTP=1&FYY=2020&TYY=2020&TITL\\_SUBT=%97%DF%98a%81@%82Q%94N%81@%91%E6%82P%89%F1%81@%92%E8%97%E1%89%EF%81%7C02%8C%8E25%93%FA-03%8D%86&KGNO=1968&FINO=3683&UNID=k\\_R02022500031](http://www.gikai-ota-tokyo.jp/ota/cgi/voiweb.exe?ACT=200&KENSAKU=0&SORT=0&KTYP=0,1,2,3&KGTP=1&FYY=2020&TYY=2020&TITL_SUBT=%97%DF%98a%81@%82Q%94N%81@%91%E6%82P%89%F1%81@%92%E8%97%E1%89%EF%81%7C02%8C%8E25%93%FA-03%8D%86&KGNO=1968&FINO=3683&UNID=k_R02022500031)